

宮崎県育英資金等

I 宮崎県育英資金

宮崎県育英資金は、向学心に富みながら、経済的理由により修学が困難な生徒に対して、奨学金を貸与する制度です。

中学校（以下、義務教育学校の後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部を含む。）の第3学年で申込みを行う予約採用と、高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校及び専修学校高等課程在学中に申込みを行う在学採用があります。

予約採用の申込資格等は次のとおりです。

[一般育英資金申込資格]

申請する生徒の主たる生計維持者が宮崎県内に居住していること。

[へき地育英資金申込資格]

申請する生徒の主たる生計維持者が規則で定める宮崎県内のへき地に居住していること。

[貸与月額 令和3年度] ※3つの貸与月額から希望する月額を選択することになります。

(国公立高等学校等の場合)

種	類	貸与月額		
一般育英資金	自宅通学者	18,000円	14,000円	9,000円
	自宅外通学者	23,000円	18,000円	12,000円
へき地育英資金	自宅通学者	27,000円	21,000円	14,000円
	自宅外通学者	38,000円	29,000円	19,000円

(私立高等学校等の場合)

種	類	貸与月額		
一般育英資金	自宅通学者	30,000円	23,000円	15,000円
	自宅外通学者	35,000円	27,000円	18,000円
へき地育英資金	自宅通学者	34,000円	26,000円	17,000円
	自宅外通学者	45,000円	34,000円	23,000円

[申込方法]

募集要項及び申請書類を7月頃に各中学校に配布しますので、学校からお取り寄せください。

在学中学校の指定する期日（おおむね9月下旬）までに当該中学校を通じて申し込んでください。

[申請後から貸与までの流れ]

- ・申請後、成績や家計状況により選考を行います。
- ・選考結果については、12月頃に、中学校を通じて通知します。
- ・選考の結果、採用候補者となった方については、高校等進学後に、借用証書等を提出していただきます。（借用証書等の提出にあたっては、連帯保証人等の記入が必要です。）
- ・初回の送金については、進学後に書類を提出していただいた後となりますが、概ね5月下旬の予定です。

[返還]

- ・貸与終了後、貸与を受けた期間の4倍以内の期間内で返還していただきます。
- ・支払方法は、貸与を受けた本人名義の口座からの引き落としとなります。
- ・返還方法は、月賦（毎月払い）、半年賦（7月と12月の年2回払い）、年賦（12月の年1回払い）の3つから選択することができます。
- ・高校卒業後、大学等へ進学した場合などは、猶予申請をしていただくことで、返還を先延ばしすることができます。
- ・滞納となった場合は、延滞利息が加算されます。また、債権回収のために必要な措置が執られます。

詳しくは、宮崎県教育庁財務福利課育英資金室にお問い合わせください。

TEL (0985) 32-4472